

大阪高裁も不当判決！ 地裁に続いて「自宅待機とは何か」判断せず！ 大したことはないから我慢しろ！

3月16日、大阪高裁第14民事部本多久美子裁判長は、大阪地裁の不当判決を100%支持して「控訴棄却」の判断を下しました。

判決文によると、「必ずしも自宅待機の法的性質や課題提出の指示が業務命令であることを確定させる必要はない」として、更に「自宅待機が雇用関係助成金（正確には雇用調整助成金）の受給要件としての労働者の休業に該当するかどうかは、本件出勤指示1及び2（自宅待機に指定された担務から勤務変更して出勤指示したこと）の違法性の判断に影響を及ぼすものではない」と判断、萩原さん、柿本さんの主張を歯牙にも掛けない不当な判断を下し、会社の業務に関する裁量権は絶対であるかのような判決となりました。そして、原告が主張した「必要以上に感染の危険にさらされた」ことについては「社会通念上からみて許容される範囲内」として「大したことないから我慢しろ」との仰天判決でした。

2020年8月5日の大阪地裁への提訴から2年7ヶ月、竹腰所長はじめJR東海からの天下り天国のサービックで、やりたい放題を許さない闘いは、今回の高裁判決で一定の区切りをつけることとなります。萩原さんと柿本さんは、これまでの多くの皆さんからの支援に改めて感謝しながら、最高裁へ上告する予定です。

（報告集会で決意を述べる柿本さん）

